

私たちがから広げよう、 ワークルールの輪

韓国の実践を踏まえて、弁護士会ができること

長時間労働、ハラスメントなどの労働紛争が日常化し、過労死、過労自死等の報道が相次いでいます。

この現状に対し、労使ともに労働法の知識を高めることにより、職場における適正な権利の実現をしようというワークルール教育推進法。この法律の制定が、労使関係や学校教育現場にどのような変化をもたらすか、弁護士・弁護士会がそれにどのように関わっていくべきかを考えていきたいと思えます。

参加無料
事前申込不要

第1部 ワークルール教育の推進とは

浅野高宏（北海学園大学教授、弁護士）

第2部 韓国始興(シフン)市の実例紹介

チョウ・ウンジュ(始興市職員)

第3部 パネルディスカッション

パネリスト

- ・チョウ・ウンジュ
- ・道幸 哲也
(北海道大学名誉教授)
- ・菅 俊治(弁護士)

コーディネーター 浅野 高宏

日時

2018年7月27日(金)
9:00~12:00

会場

札幌プリンスホテル国際館パミール6階

札幌市中央区南3条西12丁目

(最寄り駅:札幌市営地下鉄東西線西11丁目駅)

【主催】北海道弁護士会連合会

【お問合せ】札幌弁護士会

札幌市中央区北1条西10丁目 弁護士会館7階 TEL:011-281-2428 FAX:011-281-4823

